

長浜市の企業立地助成金制度

1 工場等の設置に対する奨励金

名 称	工場等立地助成金（試験研究施設以外）
投下固定資産額	①製造業 1億円以上 ②情報通信業 5千万円以上 ③自然科学研究所 5千万円以上 ④博物館 1億円以上
固定資産の種類	土地、家屋、償却資産のいずれかを所有すること。
増加雇用者数	①製造業 5人以上 ②情報通信業 5人以上 ③自然科学研究所 5人以上 ④博物館 5人以上 ※ 操業開始時に増加する雇用者数で判定 ※ 雇用者とは、常用雇用者（雇用保険、社会保険の被保険者で、日々雇用される者を除く。）
環境配慮	市と環境保全協定を締結
助成金の額	対象固定資産税額の、①製造業、情報通信業 1年目 100% 2年目 75% 3年目 50% ②サイエンスパーク立地 1年目 100% 中心市街地活性化基本計画区域内立地 2年目 100% 3年目 100% 4年目 100% (上限1億)
賃借土地の取扱い	土地開発公社から賃借した土地について、当該賃借土地に係る固定資産税相当額を立地企業が負担する場合、当該負担額は助成金の対象に含めること。
不均一課税の適用があった場合	不均一課税前の固定資産税額を基礎とすること。 例) 1年目 固定資産税額の 税額は50% 助成金は100%

2 試験研究施設、研究開発施設の設置に対する奨励金

名 称	工場等立地助成金（試験研究施設）
投下固定資産額	①製造業 1億円以上 ②情報通信業 5千万円以上 ③自然科学研究所 5千万円以上
固定資産の種類	①試験研究施設であること。 土地、家屋、償却資産のいずれかを所有すること。
増加雇用者数	①製造業 5人以上 ②情報通信業 5人以上 ③自然科学研究所 5人以上
環境配慮	市と環境保全協定を締結
助成金の額	対象固定資産税額の 1年目 100% 2年目 100% 3年目 100% 4年目 100%
賃借土地の取扱い	土地開発公社から賃借した土地について、当該賃借土地に係る固定資産税相当額を立地企業が負担する場合、当該負担額は助成金の対象に含めること。

不均一課税の適用があった場合	不均一課税前の固定資産税額を基礎とすること。 例) 1 年目 固定資産税額の税額は50% 助成金は100%
----------------	--

3 公的インキュベーションセンターからの移転促進に関する奨励金

名 称	インキュベーションセンター発立地助成金
内 容	公的インキュベーション施設から移転して、市内に拠点を賃借する者に対する家賃助成
要 件	次のいずれかに該当すること ①他の公的インキュベーション施設の入居事業者 ②長浜バイオインキュベーションセンターの入居者で市内に実証施設等を設置する者
助成内容	700円/㎡/月 (限度額 30万円/年) 3年間

4 雇用の増加に対する奨励金

名 称	雇用促進助成金
対象者要件	1 次のいずれかの助成金対象者であること。 ①工場等立地助成金 ②インキュベーションセンター発立地助成金 2 立地後3年間に市内居住者で、次に掲げる増加雇用者があること。 ①製造業 5人以上 ②情報通信業、自然科学研究所、サイエンスパーク立地事業者、インキュベーション入居者 5人以上
助成内容	長浜市内居住者 10万円/人 限度=100人

5 工場等の新增設のための土地造成に対する奨励金

名 称	工場等用地造成助成金
内 容	工場等を新增設する事業者に対して、土地の造成に係る費用の一部を助成
対象の造成工事	次のいずれかの行為であること。 ①都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する工事 ②文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届出による発掘等 ③事業者の負担によって新たに設置され、その後長浜市又はその他公共的団体の管理に属する上水道本管の整備を行う工事
対象者要件	次のすべてを満たすこと ①自ら製造業等を行う法人・個人 ②新たに市内に工場等を新設・増設する事業者
受給の要件	次のすべてを満たすこと ①造成工事完了後から5年以内に事業を開始するもの ②工場等の新增設のために造成する用地の面積が、4,000㎡以上であること ③新增設される工場等で、新たに増加する常用雇用者が5人以上であること
助成内容	補助率 2分の1 限度額 5,000万円